

第13期 2024年度

(自 2024年4月1日～至 2025年3月31日)

事業報告書

貸借対照表

正味財産増減計算書

正味財産増減計算書内訳表

財務諸表に対する注記

財産目録

監査報告書

一般社団法人 日本ゴルフ場経営者協会

# 第13期 事業報告書

(自 2024年4月1日 ～ 至 2025年3月31日)

## I. 事業の経過及び成果

2024年度の日本経済は、ポストコロナ社会移行後2年目として回復基調を維持しつつも、一時的な停滞感が見られる状況で推移しました。2024年3月、日本銀行は、長期のデフレ状況からの脱却を目指して2016年1月から導入した「マイナス金利政策」を世界的なインフレや円安の影響により日本でも「2%の物価安定目標」が実現できる見通しとなったとして、解除しました。これにより、春闘では33年ぶりに5.1%の大幅な賃上げ、日経平均株価が35年ぶり最高値を更新するなど、全体的にはインフレ経済への移行が見られ、「デフレからの脱却」が実現しつつあると分析されています。

ただ、33年ぶりに高い伸び率となった賃金ですが、厚生労働省の「毎月勤労統計調査」では、物価上昇率を勘案した実質賃金は「一昨年に比較して0.2%減少し、3年連続マイナスとなった」と発表されています。この実質賃金のマイナスは、個人のゴルフプレーが主たる売上源であるゴルフ場産業の業績伸展には厳しい状況が続いていると考えられます。加えて、就労人口が減少することによる人手不足も加わり、人件費上昇コストをプレー料金に反映することに苦慮するゴルフ場企業が、多くみられる状況も依然として続きました。

以上のような状況の中、コロナ禍において感染リスクが少ないスポーツとして急増したゴルフ場利用者数が、レジャーニーズの回帰（特に、国内外への観光旅行）により急激な減少に転ずるのではと危惧されましたが、幸い2024年度中は緩やかな減少で推移する結果となりました。

但し、気候変動による夏季の記録的な猛暑での「熱中症」リスクの高まりを原因として、高齢プレーヤーを中心にプレー自粛が拡大する傾向が散見され、短期的にはリスク軽減施策の実施が喫緊の課題と判断して「ゴルフ場における熱中症予防対策ガイドライン」を発表するとともに、中長期的にはゴルフ場として地球温暖化防止への対応を呼び掛ける活動が再認識された年でもありました。

以上の状況の中で、ゴルフ産業の持続可能な発展を目指す2030年を目標年とした中長期ビジョン「ゴルフ界はウェルビーイングな社会の実現に貢献する」を掲げ、これを実現するための具体的施策内容の検討に2ヶ年計画で着手しました。このビジョンの具体的な目標は、「ゴルフの普及により、国民の生活が身体的・精神的に健康で豊かになること」と「ゴルフ産業に従事する人たちの幸福感や満足感を高め、生産性や就業率を向上」との2点です。

次に、労働力不足への対応については、コース管理技術者として外国人の就労を在留資格「技術・人文知識・国際業務」で実現する仕組みの確立を目指して試験的事業を行い、2025年度以降に会員ゴルフ場を対象に実施可能なスキームを確定しました。

また、一般社団法人に移行時（2012年）に内閣府から認可された「公益目的支出計画」が終了する2028年度以降の「収支バランス改善策の基本計画」に基づき、「Web会議の導入や情報の電子配信などの管理コストの削減」、「年会費の改定」、「賛助会員入会促進」などを実施し、将来の財源不足に備える施策に着手しました。

以上が2024年度の事業概況ですが、主な具体的活動内容は以下の【1】～【3】に記載の通りです。

### 【1】 ゴルフ普及と持続可能なゴルフ産業の発展を目指す活動

#### 1. 中長期ビジョン：ゴルフ界はウェルビーイングな社会の実現に貢献する

【本中長期ビジョンの具体的目標】

第1の目標：ゴルフの普及により、国民の生活が身体的・精神的に健康で豊かになること

第2の目標：ゴルフ産業に従事する人たちの幸福感や満足感を高め、生産性や就業率を向上

「ウェルビーイング推進プロジェクト」（「経営対策委員会・ゴルフ市場活性化部会・ゴルフ会員権研究部会・エコ対策部会」を統合）を編成し、「技術的なイノベーションを重視した施策群」と「理念面を重視した施策群」に分類して下記の調査・検討を実施しました。

\* 「技術的なイノベーションを重視した施策群」については、「ゴルフ場におけるデジタル技術の活用に関するアンケート調査」により判明した実施事項とその効果などを集計・発表しました。

\* 「理念面を重視した施策群」については、ゴルフとゴルフ場が有する「正の外部性」（健康寿命の延伸・ゴルフ場の地球温暖化防止機能・ゴルフ場が果たす地域社会への貢献など）についての啓発活動を実施するとしました。

## 2. 普及活動

### (1) 「20歳前後の対象者にゴルフを意識付ける活動」

大学で実施される「ゴルフ授業」の充実に向けた産学連携事業「G ちゃれ」を（一社）大学ゴルフ授業研究会との連携により、関東・関西の大学を対象に会員ゴルフ場の協力を得て実施しました。

### (2) 学校と地域でつくる教育プログラム「土曜学習応援団」に参画(文部科学省が推進)

2023年度に開始した「大阪YMCA」の継続拡大実施、加えて、東京都町田市立中学校と埼玉県入間市高等特別支援学校からの新規開催要請を受けて、『みどりの体験学習教室「ゴルフ場で自然を学ぼう」』プログラムを会員ゴルフ場及び学校の近隣ゴルフ場に協力を依頼して実施しました。

## 3. ゴルフ場の地球温暖化防止機能と生物多様性の保全機能への理解度促進活動の実施

過去50年間、人類は回復力を超えた自然環境（生態系サービス）の利用によって物質的に豊かになった反面、「生態系サービス」は劣化傾向にあります。この「生態系サービス」を持続させるための世界的な活動が、2030年までに陸域・海域の30%を「生物多様性の保全地域」とする「30 by 30」（サーティー・バイ・サティー）です。日本では、国有地などを中心にした保全地域に加え、民有地を「自然共生サイト」として認定することが進められています。ゴルフ場も「自然共生サイト」の候補地となる可能性があるため、環境省による「生物多様性のための30by30アライアンス」に加盟しました。

## 4. その他

### (1) 「ゴルフ場事業者のためのコース改造セミナー」の開催（「日本ゴルフコース設計者協会」共催）

気候変動による異常気象（酷暑・豪雨・暴風）、コース管理人材不足、並びに、価値観の変化に対応したコースなどをテーマとしたセミナーを約90名の参加を得て、「日本ゴルフコース設計者協会」と共同開催しました。

### (2) 「ゴルフ場のキャンセル料に関する実態調査」の実施

バブル経済崩壊とその後のデフレ経済下におけるゴルフ場利用者数の確保を目指した価格競争により、ゴルフ場市場は買い手市場となりました。加えて、Web予約サイトの普及で利便性は高まったが、顧客とゴルフ場の関係性が希薄となったため、安易なキャンセルが増加傾向となりました。一方、「キャンセル料」徴収については、請求の手間や再来場減の危惧・周辺ゴルフ場の状況などの理由により、消極的なゴルフ場も多く見られます。

以上の状況から、会員制ゴルフ場としてのスキーム堅持とゴルフ場経営の健全化などの観点から、プレー機会の損失防止や予約枠の稼働率向上を目指すために、安易な直前・無断キャンセルを抑止することが必要と判断して「ゴルフ場のキャンセル料に関する実態調査」を実施し、今後、対応策などを発表していくこととしました。

## 【2】労働力不足への対応

### 1. ゴルフ場の雇用データ調査事業の実施

業績向上や賃上げには、顧客満足度を高めることによる「サービスの値上げ」が必要です。そのためには、従業員満足度を高めてサービスの質を向上させることが求められています。よって、ゴルフ場産業の基礎的な雇用データを収集して会員ゴルフ場にフィードバックし、雇用環境の向上を目指すことが重要と判断し、雇用環境に関するアンケート調査を実施し、集計結果を発表しました。2025年度は、賃金面や福利厚生制度などを調査し、総合的な報告の発表によりゴルフ場経営に資することを目指します。

### 2. 在留資格「技術・人文知識・国際業務」による「コース管理技術者」としての外国人就労スキームの確立

2023年12月4日、長野県知事とベトナム駐日大使の立会いの下に、「ベトナム国立農業大学」（ベトナム農大）・「NPO法人長野県PSふくしネットセンターやさしなの」（やさしなの）並びに当協会（NGK）の3者は、日本・ベトナムの両国におけるゴルフ普及とゴルフ場産業の発展を目指して「人材交流覚書（MOU）」を締結しました。この覚書の締結により、人材不足が著しいコース管理部門に「コース管理技術者」として在留資格「技術・人文知識・国際業務」（技人国）により、ベトナム国立農業大学卒業生の就労を可能とするスキームへの道が拓かれました。

このスキームは、「やさしなの」を介して「ベトナム農大」に対し、同大卒業生のNGK会員ゴルフ場での「コース管理技術者」としての就労を在留資格「技人国」で実現するものです。そのために必要な求人募集から就労までの手続き（求人票・初任給・採用面接・各種コスト・就労までの期間、及び、「在留資格認定証明書」の取得要件

など)について、クリアしなければならない事項を確認する「トライアル事業」を会員ゴルフ場3社の協力を得て8名の求人募集を行いました結果、全員の就労が実現しました。

この結果により、2025年度から会員ゴルフ場に対し、ベトナム農大卒業生を在留資格「技人国」によって「コース管理技術者」として就労する制度を取次ぐことに致しました。

【参考事項：在留資格「技術・人文知識・国際業務」での就労要件とは】

第1点：「コース管理技術者」は、「理系の技術や知識を必要する一定水準以上の業務」です。農学・農芸化学などを大学で専攻卒業した外国人の就労が、本在留資格で可能になる職種です。

第2点：報酬は、日本人が働く場合に受ける報酬と同等以上となります。但し、「技能実習制度」などで必要となる監理団体に対する月々の「監理費用」（35,000円～40,000円）は不要です。

第3点：本資格で就労する外国人が、「安定性・継続性」をもって日本での就労活動が行えること。そのため、雇用する会社の経営状態などについても、安定性・継続性の審査対象になります。

第4点：「技人国」の在留資格を持つ外国人は、同一職種での転職は可能です。

但し、転職先の給与額や財務状況なども、安定性・継続性の審査対象になります。

＊「トライアル事業」で判明した本スキームの優位性

在留資格「技人国」では、必要な知識・技術の基礎を出身国の大学において修得しているため、国内就労時点において技能実習制度などに比較して優位であります。加えて、本スキームでは入国後1カ月間、日本語・生活習慣などの習熟研修を実施します。

また、送出し機関が「ベトナム国立農業大学・投資開発サービス有限責任会社」であるため、出身国での準備費用負担額が民間の送出し機関の場合より低廉で、就労者の負担が少額となります。

### 【3】収支バランス改善策への取り組み

2028年度以降の「収支バランス改善策の基本計画」に基づき、「Web会議の導入や情報の電子配信などの管理コストの削減」、「年会費の改定」、「賛助会員入会促進」などを実施しました。

#### (1) 年会費改定の経緯

2011年、当時の主務官庁である経済産業省から「内部留保率改善」の要請を受けたことを契機として、会員数増加を目的として年会費の減額(20万円を10万円)を行いました。その結果、正会員数は2011年88ゴルフ場から2023年168ゴルフ場に増加し、新規収益源の開拓(ゴルフ場共済協同組合、日本ゴルフ場共同購入)、管理コストの削減を徹底し、支出超過額は2011年度の52,641千円から2023年度の11,292千円に改善することができました。

しかし、直近の急激な物価上昇・賃上げ・消費税率アップなどへの対応と協会が果たすべき役割を適宜遂行するためには年会費の改定を行うことも重要との判断に至り、「正会員150,000円」・「副会員30,000円」に改定しました。

#### (2) 賛助会員入会促進策

協会活動に賛同して入会する賛助会員企業からは、ゴルフ場経営にとって専門的で有益な情報が提供されるため、賛助会員の情報発信と相互の理解度促進を目的に会員名簿に業務内容を有償で掲載することとしました。

以上の【1】～【3】の事業に加え、約8割を占める預託金制ゴルフ場における預託金償還問題への対応相談やゴルフ会員権に関するゴルファーの啓発活動である「会員契約適正化事業」、及び「河川敷適正化事業」などを実施しました。

「経常収益計」は、前年度比10,603千円増加の37,760千円となりました。

その内訳は、「受取年会費」が年会費改定により前年度比9,520千円増加の30,575千円、「事業収益」がゴルフ場共済協同組合の契約増加により前年度比510千円増加の6,566千円、「雑収益」が賛助会員広告名簿掲載料により前年度比572千円増加の619千円でした。

「経常費用計」は、前年度比6,948千円増加の45,397千円となりました。

「経常費用」の内訳は、中長期ビジョン実現に向けた施策の検討、「コース管理技術者」としての外国人就労推進、ゴルフ普及活動などによって経営対策事業5,602千円・税・労務対策事業5,578千円・河川敷適正化事業727千円及び会員契約適正化事業675千円などにより、「事業費」が対前年度比3,720千円増加の24,202千円となりました。また、「管理費」は前年度比3,227千円増加の21,195千円となりました。「経常費用計」が増加した主要因は、事務局人材の更新を目的とした一時的な人件費増によるもので、次年度以降に解消する計画です。

「経常収益計」と「経常費用計」の差引による当期経常増減額は、前年度比3,655千円改善されて7,637千円の収支マインスとなりました。

以上の結果、正味財産期末残高は前年度末比7,637千円減少の60,511千円となりました。

## II. 総会・委員会等の活動報告及び協会の概況

### 1. 総会

日時：2024年5月30日(木曜日)

場所：インテリジェントロビー・ルコ D会議室 東京都新宿区揚場町2番1号 軽子坂MNビル1階

第1号議案 第12期(2023年4月1日～2024年3月31日) 貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)及び附属明細書(財産目録を含む)承認の件

第2号議案 第13期(2024年4月1日～2025年3月31日) 事業計画書(案)及び収支予算書(案)承認の件

第3号議案 理事2名選任の件

### 2. 理事会

第1回 2024年4月17日

第2回 2024年7月17日

第3回 2024年11月20日

第4回 2025年2月19日

### 3. 委員会及び部会

#### (1) 総務委員会

第1回 2024年4月17日

第2回 2024年7月17日

第3回 2024年11月20日

第4回 2025年2月19日

#### (2) 経営対策委員会・部会「I. 事業の経過及び成果【1】ゴルフ普及と持続可能なゴルフ産業の発展を目指す活動」参照

・第1回：2024年6月19日(経営対策委員会と3部会合同会議・対面とWeb併用)

中長期ビジョン「ゴルフ界はウェルビーイングな社会の実現に貢献する」を実現するための施策立案方針の検討

・第2回：2024年8月28日(Web方式)

「技術的なイノベーションを重視した施策」に関するアンケート調査などについて

・第3回：2024年10月9日(Web方式)

「理念面を重視した施策群」に関する啓発活動項目の検討について

・第4回：2024年11月6日(Web方式)

ゴルフ場におけるデジタル技術の活用に関するアンケート調査の集計結果と考察

・第5回：2025年2月26日(Web方式)

2024年度の委員会活動の総括及び共有並びに2025年度活動の方向性検討

#### (3) 税・労務対策委員会「I. 事業の経過及び成果【2】労働力不足への対応」参照

・第1回：2024年9月27日(Web方式)

雇用環境改善に向けた雇用データのアンケート調査について

#### (4) 河川敷ゴルフ場委員会

・第1回 2024年5月29日 Koshigaya Golf Club

酷暑化に対する暖地型芝草(バミューダ・高麗)2グリーン採用事例について

・第2回 2024年11月19日 高槻ゴルフ倶楽部

GPS自動芝刈り機の河川敷ゴルフ場への導入事例について

### 4. 会員数

	2024年3月31日	期中入会	期中退会	2025年3月31日
正会員	164	7	6	165
副会員	79	0	3	76
賛助会員	80	9	4	85

### 5. 主たる事務所及び事務局の構成

(1) 主たる事務所 東京都千代田区神田司町2-7-6 鈴木ビル3階

(2) 事務局の構成 I. 理事 27名(うち常勤2名=専務理事、理事各1名) II. 職員 5名

## 6. 具体的な事業内容

- (1) 会員契約適正化事業（「ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律第13条」に基づく「会員制事業協会」事業）
  - ① ゴルフ場事業に関する拠出金に係る債務の保証  
2025年3月末までの保証委託契約の申込みはなく、保証書の発行実績、保証債務残高はありません。
  - ② ゴルフ場・会員等からの相談の処理  
ゴルフ場・会員等からの相談の処理に係る2024年4月1日～2025年3月31日までの実績は15件で、その多くが高齢化によるゴルフリタイアを原因とする預託金返還相談となっています。
  - ③ 「ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律」の周知徹底
- (2) 会員増強対策事業・・・「II. 総会・委員会等の活動報告及び協会の概況 4. 会員数」参照
- (3) 経営対策事業
  - ① 委員会・部会活動・・・「II. 総会・委員会等の活動報告及び協会の概況 3. (2) 経営対策委員会・部会」参照
  - ② 「ゴルフ場共済協同組合」  
「ゴルフ場共済協同組合」の広報活動を実施し、ゴルフ場の経営コスト削減を目指しました。その結果、2025年3月末の契約件数は、賠償責任共済152件、包括火災保険58件となりました。
- (4) 税・労務対策事業・・・「II. 総会・委員会等の活動報告及び協会の概況 3. (3) 税・労務対策委員会」参照  
「気候変動適応法」の改正と異常気象による猛暑への対応として、「ゴルフ場における熱中症予防対策ガイドライン」を発刊しました。  
『ゴルフ場利用税の課税状況からみたゴルフ場数・利用者数等』の発刊
- (5) 河川敷適正化事業・・・「II. 総会・委員会等の活動報告及び協会の概況 3. (4) 河川敷ゴルフ場委員会」参照
- (6) 情報収集・提供事業及び関連団体交流促進事業
  - ① 『NGKだより』の隔月発行
  - ② 「都道府県別・月別 ゴルフ場数・利用者数」の集計・発表
  - ③ 厚生労働省からの労働安全対策や労働環境改善などに関する通知などの広報活動も実施しました。
  - ④ ゴルフ場事業に係る経済産業省（統計法関連）や環境省（農薬関係）などからの通知文章などの広報活動を実施しました。
- (7) 関連諸団体との協調事業
  - ① 「ゴルフ市場活性化委員会(GMAC)」(6団体)の活動  
セミナー開催と10回の定例情報交換会議に参画しました。
  - ② 「日本ゴルフサミット会議」(15団体)の活動  
2025年1月20日：日本ゴルフサミット会議、「ゴルフ新年会」の開催に参画しました。
- (8) 地域活動・・・6支部ごとに「定例会・総会」を開催し、情報交換及び経営問題の解決に向けた活動を行いました。

7. 貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)及び付属明細書(財産目録を含む)は、別記の通りです。

2025年5月29日

一般社団法人 日本ゴルフ場経営者協会  
理事長 高桑 耐